

島原市監査委員公表第3号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等（公の施設の指定管理者）監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり公表します。

令和5年3月24日

島原市監査委員 徳 永 清 己

島原市監査委員 永 田 光 臣

令和4年度

財政援助団体等（公の施設の
指定管理者）監査結果報告書

島原市監査委員

財政援助団体等（公の施設の指定管理者） 監査結果報告

1 監査の種類

財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項の規定）

2 監査の目的

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、市が指定した指定管理者が行う公の施設の管理業務に係る出納その他の事務や目的とする平等な利用の確保等、円滑な運営及び施設設備の適切な維持管理が行われているかなどに留意して実施する監査である。

3 監査の対象

- (1) 島原市中堀町商店街協同組合（公の施設の指定管理者）
- (2) 島原温泉ゆとろぎの湯（公の施設＝指定管理施設）
- (3) 商工観光部しまばら観光課（指定管理施設の所管課）

4 監査の着眼点

(1) 指定管理者関係《島原市中堀町商店街協同組合》

- ① 指定管理者は、関係法令の定めるところにより、施設を適切に管理しているか。
- ② 協定等に基づく指定管理者の義務の履行は適切に行われているか。
- ③ 協定等の内容に反する第三者への委託を行っていないか。
- ④ 団体の規約によって会計担当者が任命されており、正規の会計担当者が指定管理者の利用料金等の出納事務を行っているか。
- ⑤ 規約で監事が決められており、内部監査、決算監査が行われているか。
- ⑥ 利用料金制を採用している場合、利用料金等の収納は適正に行われているか。
- ⑦ 指定管理に係る出納関係帳簿、記帳は適正になされているか。また、領収書等の整備、保存は適切になされているか。
- ⑧ 他の事業との会計区分は明確になっているか。
- ⑨ 事業報告書は適正に作成されているか。また、事業報告書の提出は期限内になされているか。

(2) 所管課関係《商工観光部しまばら観光課》

- ① 指定管理者の指定は、法、条例等に根拠をおいているか。
- ② 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
- ③ 指定管理者に管理を行わせる施設の名称、指定管理者となる団体の名称、指定期間等について、議会の議決を経ているか。
- ④ 利用料金制を採用している場合、条例に規定されているか。
- ⑤ 指定管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。

- ⑥ 管理する施設及び業務の内容は明確になっているか。
- ⑦ 指定管理者との間の経費の負担区分は明確になっているか。
- ⑧ 指定管理に関わる経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適切に行われているか。
- ⑨ 事業報告書の点検は適切に行われているか。
- ⑩ 指定管理者に対し適時かつ適切に報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。
- ⑪ 指定管理者の管理運営について評価・検証は適切に行われているか。

5 監査の実施方法

令和3年度における当該指定管理施設の管理運営に係る出納その他の事務の執行状況に関する書類の提出を求め、関係諸帳簿及び関係書類等の照合を実施。

また、実地監査として所管課職員並びに指定管理者（責任者等）からの説明の聴取や指定管理施設が適切に管理されているか現地調査を実施。

6 監査の実施期間

令和4年9月21日から同年12月23日まで

7 指定管理の概要

(1) 指定管理者の概要

| | |
|---------|--|
| 名 称 | 島原市中堀町商店街協同組合 |
| 所 在 地 | 島原市中堀町34番地5 |
| 法人設立日 | 昭和48年8月27日 |
| 設 立 目 的 | 本組合は、組合員の相互扶助の精神に基づき、組合員のために必要な共同事業を行い、もって組合員の自主的な経済活動を促進し、かつ、その経済的地位の向上を図ることを目的として設立 |
| 事 業 内 容 | (1)組合員のためにする共同売出し、共同宣伝及びアーケードその他共同施設の設置管理 (2)組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供 (3)組合員の福利厚生に関する事業 (4)前各号の事業に附帯する事業 |

(2) 施設の概要

- ① 名 称 島原温泉ゆとろぎの湯
- ② 施設内容 温浴施設（ホール、休憩室、浴場、脱衣室、サウナ、歩行湯 等）、
駐車場、足湯、屋外トイレ
- ③ 面 積 敷地面積 1,641.78 m² 建築面積 663.16 m² 延床面積 656.96 m²
- ④ 構 造 鉄骨造平屋

(3) 温浴施設・駐車場の利用状況

| | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 |
|------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 温浴施設 | 68,766 人 | 71,307 人 | 75,150 人 | 55,114 人 | 52,581 人 |
| 駐車場 | 29,279 台 | 25,667 台 | 25,707 台 | 26,044 台 | 27,129 台 |

(4) 指定管理者の収支決算状況 《令和 3 年度》

| 収 入 | 支 出 | 収 支 | 備 考 |
|--------------|--------------|-----------|--|
| 46,860,257 円 | 46,518,177 円 | 342,080 円 | 令和 3 年度に限り、収入が支出を上回る額(342,080 円)は、施設利用負担金として市へ返還 |

(5) 指定管理料

| 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 |
|--------------|--------------|--------------|-------------------------------|-------------------------------|
| 10,000,000 円 | 10,000,000 円 | 13,000,000 円 | 20,000,000 円 (5,500,000 円) | 23,000,000 円 (4,000,000 円) |

()内の金額は、新型コロナウイルス感染症の影響に係る増額分

8 監査結果

島原市監査基準に準拠し実施した。

令和 3 年度における島原温泉ゆとろぎの湯の指定管理者に係る出納その他の事務の執行状況等について監査を行った結果、おおむね適正に執行されていた。一部に改善を要する事項が見受けられたので以下に記述する。

(1) 管理業務に係る実施状況の報告及び履行確認について

島原市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第 6 条及び基本協定書第 2 3 条の規定により、事業報告書の提出は期限までに行われているが、その内容において、管理仕様書に定められた保守管理業務及び環境維持管理業務に係る点検・清掃等の実施状況に関する事項は報告されていない。また月次ごとに提出する業務状況報告書においても報告されていない。

保守管理業務等についても規定に従って確実に実施されているか、「管理実施状況報告」として報告する必要があり、不具合や異常の有無に関わらず、事業報告書にはその実施状況・結果について記載するとともに、定期的に所管課へ報告するよう努められたい。

なお、所管課としても指定管理業務の履行確認や進行管理を適切に行っているとは言い難い。指定管理事務が適正に執行されるよう努められたい。

(2) 利用料金の決定について

島原温泉ゆとろぎの湯の設置及び管理等に関する条例第 1 3 条第 2 項並びに基本協定書第 2 8 条第 1 項の規定に準じた利用料金の決定については、指定管理者から提出された事業計画書の確認で済ませている。

利用料金はあらかじめ市長の承認を得て定めるものとする規定にあることから、料金決定

に当たっては、適正な手続きにより図られたい。

なお、所管課としても指定管理事務が適正に執行されるよう努められたい。

(3) 利用料金等の取扱いについて

利用料金等(現金)の取扱いや管理については、「事務担当者1人の職員が扱い、理事へ毎月報告」の方法により行われている。また、取扱い等に関するマニュアルは整備されていない。

利用料金等(現金)の取扱いや管理に当たっては、不正防止の観点から複数職員で対応されたい。併せて、利用料金等の取扱いや管理に関するマニュアルを整備され、そのマニュアルに従った取扱いを確実に実施されたい。

9 むすび

島原温泉ゆとろぎの湯は、平成20年にオープンし、供用開始後15年を迎えている施設で、開設当初から指定管理者制度を導入し運営している。

本施設の令和3年度の指定管理料は、2,300万円(新型コロナウイルス感染症の影響に係る増額分400万円を含む)となっている。また、市一般会計から指定管理料以外に器具費及び修繕料など約283万円を支出している。

現在の指定管理者は、平成28年度から島原市中堀町商店街協同組合が管理運営を行っている。

ゆとろぎの湯の温浴施設の利用者数については、オープン当初の平成20年度の約7万5千人から平成24年度には約8万2千人まで増加したものの、この年をピークに、その後は約7万5千人を推移し減少傾向となっている。さらに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、令和3年度は約5万2千人までに減少し、過去最低の利用者数となっている。

一方、温浴施設の利用者数が低迷する中、駐車場の利用状況は、令和3年度では約2万7千台であり、ここ数年の利用台数は伸びている。

指定管理者による利用者数向上のための取組みとして、商店街と連携し、土曜夜市、マルシェ、季節に応じたイベントなどへ積極的に参加し、市民への利用促進を図っている。また、観光客向けとして、周辺ビジネスホテルと提携した温泉利用促進、市と連携した島原オルレフェアでの温浴施設利用割引券の配布など、新規顧客を増やすための利用促進を図っている。コロナ禍において、成果としては厳しい状況であるが、駐車場の活用策と併せて継続した取組みは必要であると考えている。

施設の状況については、本施設は建設から15年が経過し、現在まで大規模改修はされていない。しかしながら、温浴施設内の歩行湯が設備故障により利用できない実状、また、温泉水の成分による給排水管の目詰まりによる管の悪化、その他電気・ガスなどの配管が施設下にもあることから、容易に布設替えができないこと。さらに本施設はガス空調を採用しており、原油価格高騰等によりガス代も大きな負担となっている状況にある。これらのことから、近い将来、施設全体の大規模な改修を余儀なくされることが予想される。

市においては、今後の事業推進・計画に当たって、市の厳しい財政状況をふまえ、本施設の設置目的及び施設があることが市の経済活動に繋がる方策など、様々な面から検討されることを望むものである。

最後に、指定管理者にあっては、民間の温浴施設もあり厳しい状況であると思われるが、商店街の集客にも貢献するとともに、利用者拡大につながる取組みを期待する。